

会員各位

(一社)東京 ガラス外装クリーニング協会

 会員
 非会員
 不明

災 害 速 報

発生日時	2022年 7月 19日 <input checked="" type="radio"/> 午前 <input type="radio"/> 午後 10時 40分頃
発生場所	東京 <input checked="" type="radio"/> 都 <input type="radio"/> 道 <input type="radio"/> 府 <input type="radio"/> 県 中央 市 <input checked="" type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> 村
被災程度	死亡 名 重傷 1名 その他
被災者	年齢 37歳 <input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 経験年数 9年
作業内容	窓ガラスクリーニング <input checked="" type="radio"/> その他 (外壁清掃)
作業方法	<input checked="" type="radio"/> ブランコ <input type="radio"/> ゴンドラ 乗り出し 伸縮はしご
	移動式組立足場 <input type="radio"/> その他 ()
<p>災害発生状況 他(現在確認できている情報)</p> <p>災害時の状況 外壁清掃中、高さ約5mのキャットウォークと笠木の隙間約50cmの開口部から屋上に墜落した。</p> <p>診断結果 腰椎、圧迫骨折 ・ 休業見込3か月</p> <p>災害要因 フルハーネス型墜落制止用器具の未使用 開口部には墜落防止用となる水平親綱が設置されていたがランヤードに連結していなかった。</p> <p>同種災害防止対策 ①作業者の動線上に水平親綱を設置、要求性能墜落制止用器具(安全帯)を使用(ランヤードのフックを水平親綱に連結)し、墜落防止を図る。</p> <p>◇この災害について関係する法令 関係法令: 第五百十九・条 第五百二十一条</p> <p>内容: 第五百十九条: 1.事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おおい等(以下この条において「囲い等」という。))を設けなければならない。 2.事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。</p>	

【速報連絡体制】 ①協会(報告者) → ②連合会事務局・安全技術教育委員長 →

→ ③各協会事務局 → ④各協会会員

◎災害速報は災害の内容・原因等を会員に報じて情報共有し、再発の防止につなげることを目的としています